

議案第118号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月13日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和元年10月31日

2 事故発生場所

南あわじ市志知佐礼尾9-1 三原志知小学校教職員駐車場内

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

配送トラックで給食の配達を終え、給食センターに向けて発車し、ハンドルを左へ切ったところ、右側に駐車していた教員の車両の左側面と閉め忘れてたパワーゲートが接触し、相手方の車両に損傷を与えたものです。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	434,720円